第 77 回国民体育大会

2022 いちご一会とちぎ国体

秋田県選手団
役員・監督　合同会議

（書面にて実施）



【 宿 泊 ガ イ ド 】

1　宿泊料金・宿泊取消料等について

（1）国体参加者の配宿

国体開催期間中は、延べ約 14 万泊分の客室確保を円滑に行う必要があることから、宿泊料金や宿泊取消料等について、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が日本スポーツ協会と協議の上、大会独自の取扱い（※）を定め、いちご一会とちぎ国体配宿センターが作成する配宿計画を踏まえ、参加者の宿泊先をあっせんすることとしています。

※詳しくは、別掲「いちご一会とちぎ国体本大会宿泊要項」を参照ください。

（2）宿泊料金等

いちご一会とちぎ国体本大会宿泊要項では、宿泊料金を下表のとおり定めています。

【注】宿泊申込に当たり、宿泊施設の指定や希望の価格帯を承ることはできませんので、御了承願います。

消費税	１泊２食	素泊まり	備考
税抜	3,000 円～15,000 円	2,100 円～10,500 円	※サービス・奉仕料、冷暖房料を含みます。 ※入湯税の課税対象施設の場合、別途徴収します。 ※定員未満での利用を希望される場合等は、料金範囲を超える場合があります。
10%	3,300 円～16,500 円	2,310 円～11,550 円	

（3）欠食控除

選手・監督については、原則として１泊２食（朝食・夕食）とします。

食事が不要な場合は、欠食申出期限までに宿泊施設に申出いただいた場合に限り、欠食控除が適用され、下表の割合で算出した金額が宿泊料金から控除されます。

【注】欠食申出期限前であっても、大量の欠食は宿泊施設や飲食店等に多大な迷惑をかけることになるため、あらかじめ食事が不要であることが分かっている場合は、申込時点でその旨を付記願います。

欠食申出期限	提供日の**前々日**の昼 12 時まで　（朝食・夕食とも）	
欠食控除後の宿泊料金	朝食	当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額
	夕食	当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額

（4）宿泊取消料

宿泊取消料（キャンセル料）は、特例に該当する場合を除き、下表のとおりです。

【注】災害等（地震、風水害、感染症等）により競技会が中止となった場合も、入宿前後にかかわらず宿泊取消料が発生します。

申出区分	宿泊取消料	備　考
宿泊予定日の９日前まで	不　要	※申込時点で欠食の申出があった場合は、欠食控除後の料金（税抜）を宿泊料金とします。 ※取消の泊数にかかわらず、１名につき１泊分の宿泊料金（税抜）に対して取消料が発生します。
宿泊予定日の８日前から 宿泊予定日の４日前まで	宿泊料金（税抜）の 20%	
宿泊予定日の３日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の 100%	

選手・監督に係る特例

選手・監督に限り、次の場合に該当したときは、下表の宿泊取消料が適用されます。

・競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合（負け帰り）

・荒天等による競技会期短縮の決定により宿泊取消を申し出た場合

申出区分	宿泊取消料	備　考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の 100%	申込時点で欠食の申出があった場合は、欠食控除後の料金（税抜）を宿泊料金とします。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊取消し	不要	

（5）宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、各宿舎が指定する方法により、現地にて精算願います。

2　宿泊申込について

（1）宿泊申込手続き

宿泊申込は、ＷＥＢシステムを利用して行います。入力項目は、下表のとおりです。
選手・監督と、それ以外の参加者で、宿泊申込手続きが一部異なります。

手順		選手・監督	選手・監督以外 （都道府県本部役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他大会関係者）
基本情報登録		（入力不要）	・参加区分 ・競技種目 ・所属する団体名、連絡先 ・宿泊連絡担当者情報 ・緊急連絡担当者情報 ・宿舎決定通知の受取方法
宿泊事前登録		（入力不要）	・競技種目 ・会場地（宿泊希望地） ・宿泊責任者情報 ・宿泊事前登録情報（宿泊人数、持込車両等）
宿泊本申込	仮登録	・競技種目、競技種別 ・宿泊責任者情報 ・仮登録情報 （宿泊人数、持込車両、食事、入宿時刻等）	（入力不要）
	本登録	・仮登録内容の承認 ※各都道府県体育・スポーツ協会による承認	・事前登録内容の再確認

【注】本登録をもって宿泊申込の完了となります。仮登録だけでは宿泊申込の受付がされませんので御注意ください。
限られた客室数の中で配宿調整を行いますので、大量キャンセルのないよう、適正人数でお申込み願います。

（２）宿泊申込スケジュール

宿泊申込は、下表の日程で受け付けます。
参加区分や競技によって、仮登録の受付期間が異なりますので、御留意ください。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">手順</th><th rowspan="2">選手・監督</th><th colspan="2">選手・監督以外</th><th rowspan="2">受付期間</th></tr>
<tr><th>競技会役員
競技役員</th><th>都道府県本部役員
視察員、報道員
その他大会関係者</th></tr>
<tr><td colspan="2">基本情報
登録</td><td>（入力不要）</td><td colspan="2" rowspan="2">全競技</td><td rowspan="2">令和４（2022）年
６月　１日（水）
～
６月 17 日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">宿泊事前
登録</td><td>（入力不要）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">宿泊本申込</td><td>仮登録</td><td>全競技</td><td colspan="2">（入力不要）</td><td>７月　１日（金）
～
各都道府県体育・スポーツ協会が設定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">本登録</td><td></td><td></td><td>水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、弓道</td><td>７月　１日（金）
～
８月　８日（月）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>上記以外の競技</td><td>７月　１日（金）
～
８月 19 日（金）</td></tr>
<tr><td>水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、弓道、ボート、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン</td><td></td><td>７月　１日（金）
～
８月 19 日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の競技</td><td></td><td>７月　１日（金）
～
９月　５日（月）</td></tr>
</table>

【注】選手・監督における仮登録の期限については、各都道府県体育・スポーツ協会において、本登録の期限に間に合うよう設定してください。

（３）配宿決定通知及び変更・取消

配宿決定は、下表の日程で実施予定です。決定内容は、ＷＥＢシステム上でも閲覧できます。

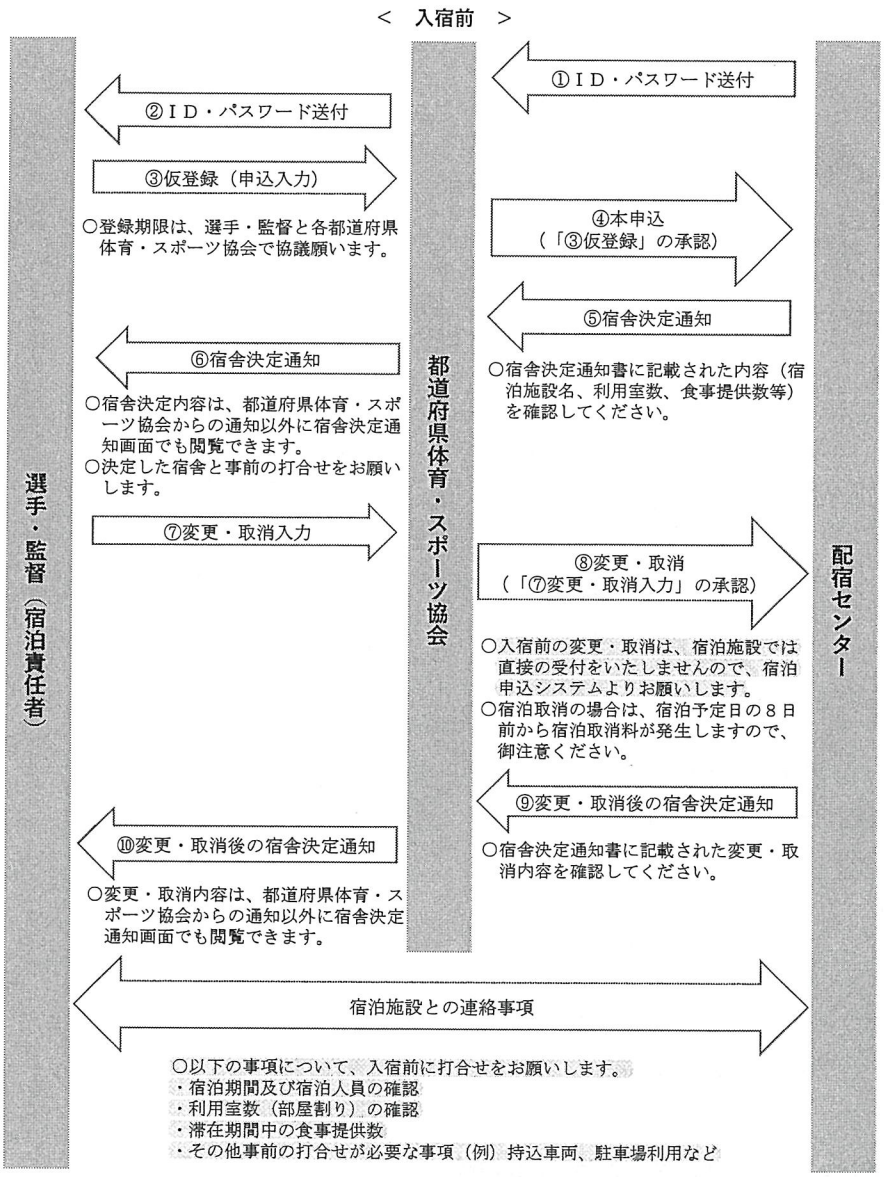
競　　技	配宿決定通知日
会期前競技	令和４（2022）年８月 26 日（金）正午
会期中競技	令和４（2022）年９月 15 日（木）正午

宿泊申込の変更・取消は、下表のとおり取扱いますので、御承知おきください。

・本登録受付期間中 ・配宿決定日から入宿まで	ＷＥＢシステムによる変更・取消ができます。 ※本登録受付期間終了後から配宿決定までの間は入力不可。
・入宿後	配宿先の宿泊施設に直接お申出ください。

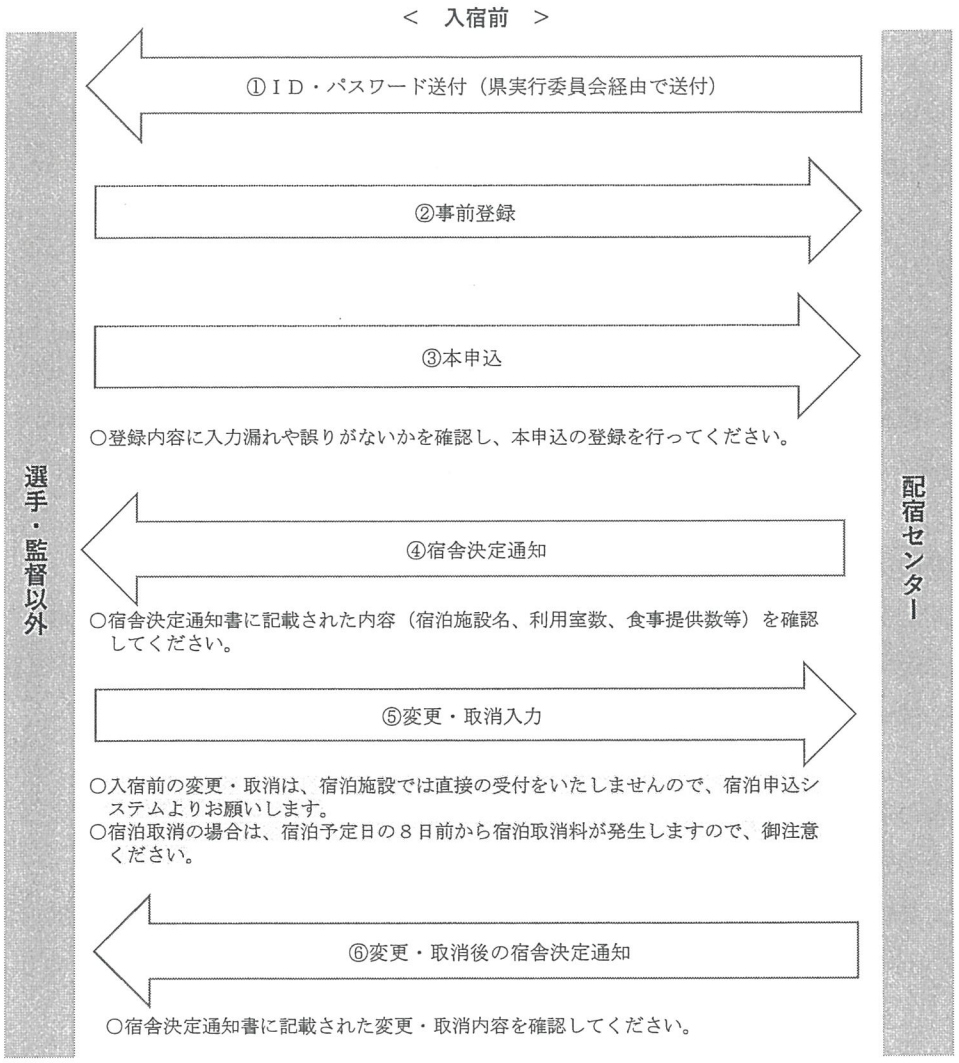
3　宿泊申込フロー

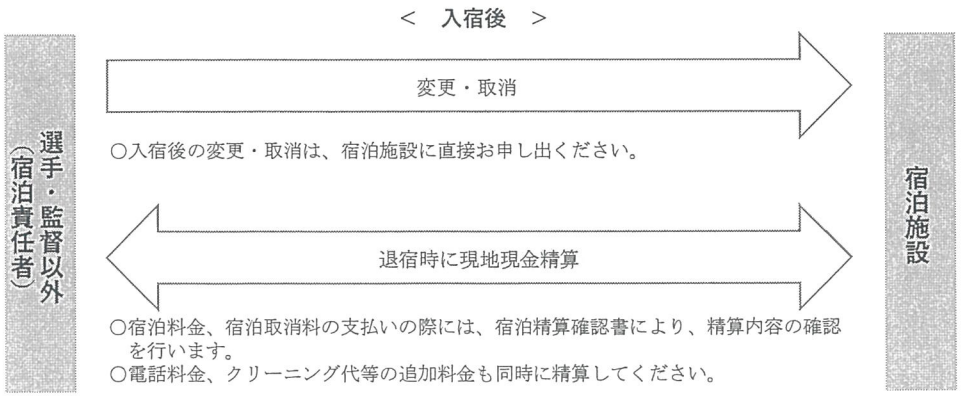
（1）選手・監督



【注】詳しい入力方法は、ＷＥＢサイト掲載の「インターネット入力画面操作説明マニュアル」を参照ください。

（２）選手・監督以外





【注】詳しい入力方法は、ＷＥＢサイト掲載の「インターネット入力画面操作説明マニュアル」を参照ください。

令和３年６月 10 日　令和３年度第１回国体委員会決定

いちご一会とちぎ国体本大会　宿泊要項

１　趣旨

この要項は、第 77 回国民体育大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

２　方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

３　業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

４　宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

（１）大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

（２）会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用、又は研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。

（３）風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

５　配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

（１）選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況、環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。

（２）選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。

（３）競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。

（４）１人の宿舎に要する広さは、3.3 ㎡（２畳）以上とする。

6　宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

（1）宿泊及び素泊まり

ア　宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として１泊２食とする。

イ　素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

（2）宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		１泊２食	素泊まり	
営業宿泊施設	税抜	3,000 円～15,000 円※1	2,100 円～10,500 円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	3,300 円～16,500 円	2,310 円～11,550 円	

※１　１泊２食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※２　「素泊まり」料金は、「１泊２食」料金の 70%相当額とする。

（3）入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

（4）欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア　夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ　朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業宿泊施設	税抜	2,400 円～12,000 円	2,700 円～13,500 円
	10%	2,640 円～13,200 円	2,970 円～14,850 円

（5）休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

（6）入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

（７）宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

（８）宿泊取消料

ア　大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の９日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の８日前から宿泊予定日の４日前まで	宿泊料金（税抜）の 20%	
宿泊予定日の３日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の 100%	

（注）・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき１泊分の取消料のみとする。

イ　選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の 100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ　災害その他事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ　宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ　宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（９）宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和４（2022）年９月６日（火）15時から令和４（2022）年９月20日（火）10時まで及び令和４（2022）年９月27日（火）15時から令和４（2022）年10月12日（水）10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の４日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

７　宿泊の申込み

（１）宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

（２）選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第77回国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

（３）インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

（４）選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

８　宿泊の変更及び取消し

（１）大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。

（２）入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

（３）入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。宿舎は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

（4）合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9　食事

（1）大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

（2）昼食については、大会参加者の希望により、県委員会又は会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900円以内

※消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

10　その他

（1）この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

（2）宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合、変更後の税率を適用するものとする。

いちご一会とちぎ国体競技会における
新型コロナウイルス感染症　感染防止対策ガイドライン
第４版

令和４（2022）年７月

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20　県庁舎北別館3階

TEL：028-623-3845 / FAX：028-623-3527

目　次

1　はじめに……1

2　目的……1

3　対象競技……1

4　共通項目……1

5　役割分担……4

6　参加者において遵守すべき事項……5

7　競技会場において実施すべき事項……8

8　宿泊、輸送……10

9　各種会議、開始式等……12

10　体調不良者発生時の対応……13

11　競技会開催の可否判断……15

12　その他……15

1　はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2　目的

本ガイドラインは、第 77 回国民体育大会（以下「いちご一会とちぎ国体」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町、市町実行委員会及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3　対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ国体の正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ及び競技別リハーサル大会に位置付けられた競技会を対象とする。

ただし、競技別リハーサル大会のうち、関東ブロック大会等として開催される競技会で別途実行委員会や競技団体等主催者が定めたガイドラインがある場合には、当該ガイドラインを適用する。

4　共通項目

(1) 感染防止対策

ア　手指衛生の励行

・会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が

可能な環境を整える。

・会場の手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。

・来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ　マスク着用の徹底

会場では、適切なマスク（不織布マスクを推奨）の着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ　大声での会話や応援の禁止

会場では、大声（通常よりもはるかに大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）での会話や応援の禁止を促す掲示やアナウンスによる注意喚起を行う。

エ　３密の回避

(ｱ) 密閉の回避

・選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時２回）な換気を実施する。

(ｲ) 密集の回避

・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け身体的距離（できるだけ２m、最低１m）を確保できる対策を講じる。

・受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

(ｳ) 密接の回避

・受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、担当者は、マスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

(ｴ) ゾーニングの確保

・選手・監督等と観客の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やフェンス、ロープ等で、両者が交わることがないようゾーニングを行う。

オ　施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(2) 参加・入場の対応

ア　参加・入場できない場合の事前周知

競技会参加日の10日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できないことを事前に周知する。

なお、競技会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、それ以外の者は「来県日」とする（以下同じ）。

(ｱ) 体調不良者

(ｲ) 濃厚接触者等

イ　定義

(ｱ) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

①発熱している者（37.5℃以上）

②次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者

・喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状

・頭痛、だるさ（倦怠感）

・息苦しさ

・身体が重い、疲れやすい

・味覚異常、嗅覚異常

(ｲ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

①保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者

なお、感染者とは、ＰＣＲ検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。

②同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者

③競技会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者

④競技会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、

地域等の在住者との濃厚接触がある場合

ウ　入場時の対応

(ｱ) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(ｲ) 体調等の確認

健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）又は体調管理チェックシート（以下「健康管理アプリ等」という。）により健康状態等の記録が必要とされている選手・監督等については、競技会参加日の 14 日前以降の体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ｳ) 入場の可否

(ｱ)及び(ｲ)により、競技会参加日の 10 日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

ア　参加者にＰＣＲ検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件による。

イ　スマートフォン利用者は、原則として、参加申込時に厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

ウ　喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

5　役割分担

(1) 県実行委員会

ア　本ガイドラインの改定及び関係者への周知

イ　感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。

ウ　正式競技、特別競技及び公開競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。

(2) 市町実行委員会

ア　本ガイドライン等に基づき、競技団体と連携し、競技会場における具体的な感染防止対策を実施する。

イ　健康管理アプリ等により競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等の体調把握を行う。

ウ　提出された体調管理チェックシートの管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

エ　競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

(3) 競技団体

ア　健康管理アプリ等により競技役員、競技補助員の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（競技役員、競技補助員、選手団分）（様式１又は様式２）については取りまとめの上、市町実行委員会へ提出する。

イ　競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

ウ　本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、市町実行委員会と連携して適切な感染防止対策を講じ、競技会を運営する。

(4) 選手団

ア　健康管理アプリ等により選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む）の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（様式１又は様式２）については取りまとめの上、受付時に競技団体へ提出する。

イ　本ガイドライン及び中央競技団体が定めるガイドライン等を遵守するとともに、選手等への周知を徹底し、感染防止に努める。

ウ　感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染症対応担当者を配置する。

６　参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む）

ア　競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート（様式１又は様式２）により記録する（観客を除き、以下同じ。）。

イ　健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。ま

た、体調管理チェックシート（様式１及び様式２）により記録を行う場合は、来場初日に様式１を、期間中は毎日、様式２を受付時に競技団体へ提出する。

ウ　代表受付を行う場合は、代表者が健康管理アプリにより全員分の健康状態等を確認した上で、受付時に画面提示を行う。なお、体調管理チェックシート（様式１又は様式２）により健康状態等の記録を行う者がいる場合は、体調管理チェックシート総括表（様式 3）に様式１又は様式２を添付し、受付時に競技団体へ提出する。

エ　競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員・競技補助員

ア　競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ　健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式１及び様式２）により記録を行う場合は、来場初日に様式１を、期間中は毎日、様式２を受付時に競技団体へ提出する。競技団体の代表者は、様式１又は様式２の記載を確認した上で、市町実行委員会へ提出する。

ウ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア

ア　競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ　健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式１及び様式２）により記録を行う場合は、来場初日に様式１を、期間中は毎日、様式２を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

(4) 報道員

ア　競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ　健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式１及び様式２）により記録を行う場合は、来場初日に様式１を、期間中は毎日、様式２を受付時に市町実行委員

会へ提出する。

ウ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ　取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員ＩＤと報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ　取材人数は、できる限り少なくする。

カ　囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(5) 視察員

ア　競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ　健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式１及び様式２）により記録を行う場合は、来場初日に様式１を、期間中は毎日、様式２を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

(6) 会場設営・売店事業者等

ア　競技会場で業務に従事する日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ　健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式１及び様式２）により記録を行う場合は、業務に従事する初日に様式１を、期間中は毎日、様式２を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) 観客

ア　氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力する。

イ　市町実行委員会から体調管理チェックシート（別に定める様式）の記入、提出の要請があった場合は協力する。

ウ　別に定める参加条件により競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

エ　健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（別に定める様式）により記録を行う場合は、

来場日ごとに当該様式を受付時に市町実行委員会へ提出する。

オ　観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

カ　会場内では、原則としてマスクを着用する。

キ　飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

(ｱ) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

(ｲ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(ｳ) ハイタッチ、肩組み

ク　次の応援は、競技会運営に支障が生じない範囲及び程度において、容認する。

(ｱ) プレーの度の拍手、拍手による応援

(ｲ) スティックバルーンの使用

(ｳ) タオルを広げて振る、若しくは回す

(ｴ) フラッグ（新聞紙大の手旗）を振る　等

上記の応援に当たっては、身体的距離を確保し、他の観客との接触は避ける。

(8) 全ての参加者が遵守すべき事項

ア　入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。

イ　食事の際は、指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

ウ　競技会場内では、市町実行委員会等の案内及び指示に従う。

エ　競技会参加後又は会場業務従事後は、直帰するように努める。

オ　競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、健康管理アプリ等により健康状態等を確認する。

7　競技会場において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

ア　人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、マスクのほか必要に応じ

てフェイスシールド等を着用する。

イ　身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

ウ　受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ　受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

ア　手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ　身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室

ア　広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ　ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する又は別室を用意する等の措置を講じる。

ウ　換気扇を回す、窓を開ける等、換気を徹底する。

(5) 観客席

ア　屋内競技では収容定員の 50%以内とする。

イ　屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の 50%以内とする。

ウ　収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（１m以上）。

エ　仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の 50%以内とする。

オ　選手団用の座席を設ける場合は、一般の観客席と区分けし、極力離れた場所とする。

カ　観客席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。

キ　いちご一会とちぎ国体の正式競技・特別競技は、原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、県実行委員会と協議の上、無観客の開催とすることを妨げない。

なお、正式競技において無観客の開催とする場合は、インターネット配信等の代替措置を可能な限り講じること。

(6) 取材エリア

ア　取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。

イ　競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。

ウ　取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

ア　出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。

イ　出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

ウ　参加者が身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

エ　休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。

オ　これらア～エの感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止する。

8　宿泊、輸送

(1) 宿泊

ア　県実行委員会及び市町実行委員会が実施（合同配宿業務）

(ｱ) 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。

(ｲ) 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

イ　市町実行委員会が実施（合同配宿業務の対象とならない競技等）

宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

・身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。

・原則としてマスクを着用する。

・定期的に手洗い、手指消毒を行う。
・入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
・宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。

② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース
・フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
・ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して３密を避ける。

③ 客室
・同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
・定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
・トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

④ 食事会場
・会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
・宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
・食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

⑤ 浴室等
・浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

市町実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア　バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー連合会））の遵守を依頼する。

イ　バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

・原則としてマスクを着用する。

・飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。

・乗車前に手指を消毒する。

② 乗車時及び降車時

・乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。

・通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

③ 乗車中

・できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。

・往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

9　各種会議、開始式等

(1) 監督会議等

ア　監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の要否やオンラインでの実施など実施方法について検討する。また、監督会議等において、各競技会における感染防止対策や体調不良者発生時の対応等の情報共有を図る。

イ　監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式等

ア　各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。諸般の事情により実施する必要がある場合には、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

イ　表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

ウ　競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

10　体調不良者発生時の対応

(1) 体調不良者の定義

体調不良者とは、４(2)イ(ｱ)に該当する者をいう。

(2) 入場時における受診・相談の勧奨

入場時に体調不良者に該当する者は、４(2)ウ（ｳ）の要件に従い入場を不可とし、帰宅又は帰宿を促す。また、医療機関又は受診・ワクチン相談センター（以下「医療機関等」という。）への受診又は相談を勧奨し、その結果を市町実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 入場後の対応

ア　体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。なお、会場の都合上、救護所と別に設置することが困難なときは、パーティションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により、感染防止を図る。

イ　体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温剤等の提供を行う。また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を市町実行委員会に報告するよう依頼する。なお、症状が重篤な場合、救急搬送の要請を検討する。

(4) 対応記録及び追跡調査

ア　対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、対応結果等を記録する。

イ　追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ　個人情報の保護

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

(6) 感染者が発生した場合の対応

ア　感染者の対応

感染者は、市町実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

イ　選手団等の対応

選手団の感染症対応担当者は、選手団に所属する者が感染者等に該当する場合、国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書（様式４）により、市町実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、速やかに市町実行委員会に報告し、保健所から指示があるまで宿泊施設等で待機及び健康観察を行う。また、ＰＣＲ検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても市町実行委員会に報告する。なお、濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設とは別に、選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

ウ　市町実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周知する。

(7) 宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第２版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟）に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

11　競技会開催の可否判断

競技会会期中（公式練習等を含む。）に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

12　その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

様式１

体調管理チェックシート

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

団体名		（ふりがな）		電話番号（携帯電話等）	
		氏　名			

日付（記入してください） 項目		14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日初日
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温（0.1℃単位で記入してください）		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
該当する項目のみチェック（✔）又は必要事項を記入してください（該当しない項目は空欄のままとしてください）。																
症状なし																
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある															
健康状態	頭痛、倦怠感（だるさ）がある															
健康状態	息苦しさがある															
健康状態	からだが重い、疲れやすい															
健康状態	味覚や嗅覚の異常がある															
行動歴	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※															
行動歴	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる															
行動歴	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある															
行動歴	該当する場合は国、地域等を記入してください。															

※　保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

様式２

体調管理チェックシート（期間中（２日目以降）用）

大会が複数日間開催される場合、２日目以降の健康状態等は本シートに記入してください。

団体名	

（ふりがな）	
氏　名	

電話番号 （携帯電話等）	

体温や該当する項目にチェック（✔）又は必要事項を記入してください。

項目（体温や該当項目に✔等を記入してください） ＼ 日付（記入してください）		／
体温（0.1℃単位）		℃
症状なし		
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
	頭痛、倦怠感（だるさ）がある	
	息苦しさがある	
	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
行動歴	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※	
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる	
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある	
	該当する場合は国、地域等記入してください。	

※　保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

様式３

体調管理チェックシート（総括表）

○選手団の代表者は、所属選手及び監督（チームスタッフを含む）の体調管理チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート（総括表）を作成し、受付で競技団体に提出してください。
○競技団体の代表者は、各選手団から提出された体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町又は市町実行委員会に提出してください。

都道府県名		団体名	

競技名（種目）		種別	

代表者	ふりがな		メールアドレス	
	氏名		電話番号（携帯電話等）	
	住所			

スタッフ数（うち体調管理チェックシートの提出枚数）	名（　　枚）	選手数（うち体調管理チェックシートの提出枚数）	名（　　枚）

当選手団所属選手等の［□本日及び本日以前14日間の　□本日の　※いずれかの□に✔を記入］健康状態等は次のとおりです。

項目（該当する項目にチェック（✔）を記入してください）		日付（記入してください）／
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
	「頭痛、倦怠感（だるさ）がある」に該当する者がいる	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる	
	「からだが重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅覚の異常がある」に該当する者がいる	
行動歴	「新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある」に該当する者がいる	

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

様式４

国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書

<table>
<tr><td>報告No.</td><td colspan="2"></td><td>報告状況
ステータス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">対象者
情報</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td>年齢</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参加区分</td><td colspan="4">□選手　□監督　□本部役員　□競技運営役員
□視察員　□報道員　□その他〔　　〕</td></tr>
<tr><td>大会名</td><td colspan="2"></td><td>競技</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>種目</td><td colspan="2"></td><td>種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">感染
情報</td><td>感染区分</td><td colspan="2"></td><td>確定日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事案把握
タイミング</td><td colspan="5">□競技会開始前　⇒　現地入り前　・　現地入り後
□競技会会期中
□競技会終了後　⇒　現地出発前　・　現地出発後
※「現地」とは、競技会会場又は競技会参加に当たり拠点とする場所（宿舎等）</td></tr>
<tr><td>推定される感染理由、確定日２日前からの行動歴</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">指示・
対応状況</td><td>指示者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>指示内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備考欄</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

報告日時：

団 体 名：

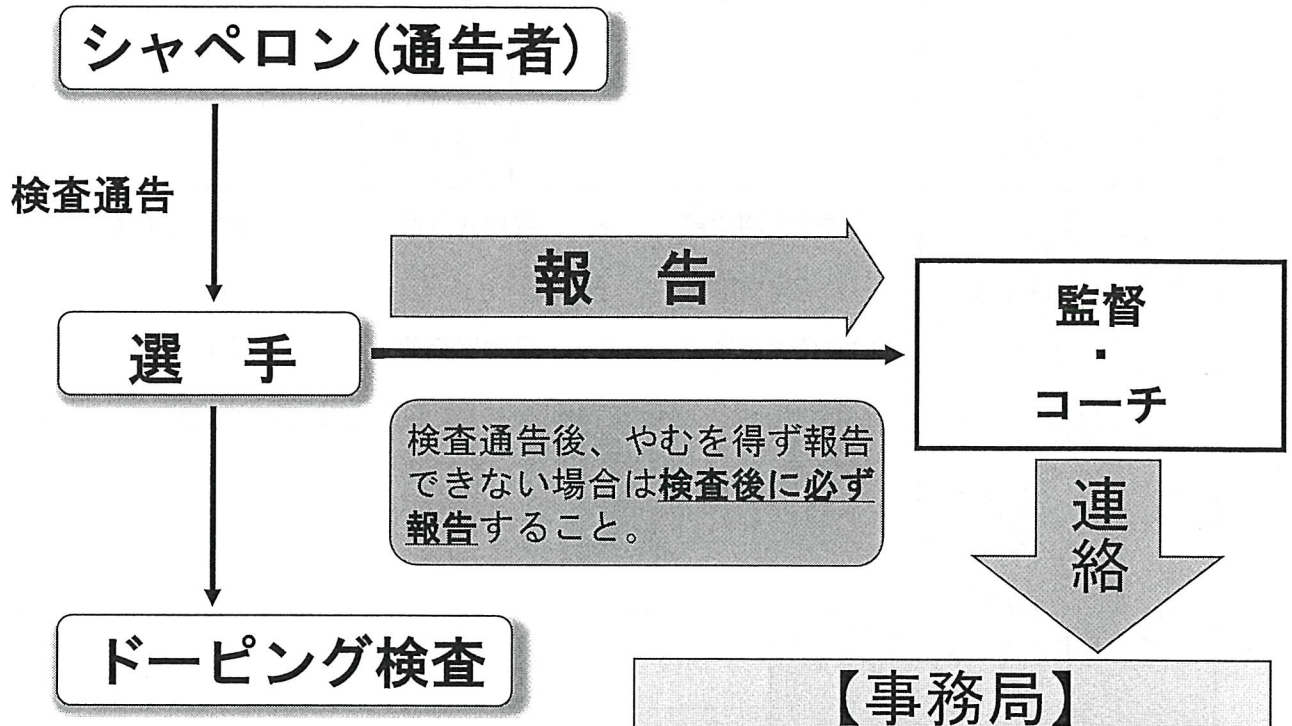
記入者（団体役職）：

国体期間中におけるドーピング検査報告システム

公益財団法人秋田県スポーツ協会

ドーピング検査対象となった場合、選手は以下の手順で報告を行う

※必ず監督・コーチを通して県選手団本部に連絡してください。



※競技会出場を控えている選手に傷害や疾病が生じ、選手変更や棄権等があった場合もこの報告システムで連絡してください。

【事務局】
(医・科学担当　佐藤興)
090-8920-4561
⇓
ドクター

競技会場･宿舎周辺の医療機関等を事前に確認しておいてください。

国民体育大会に参加する選手は必ずこの用紙に署名捺印の上
大会期間中は常に携帯してください。

国民体育大会ドーピング検査　同意書

公益財団法人日本スポーツ協会　御中

私は、国民体育大会への参加にあたり、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構ウェブサイトにおいてドーピング検査手続き、規則、注意事項等を熟読、理解し、以下のことに同意します。

① 参加する大会の実施要項総則及び日本アンチ・ドーピング規程を遵守し、ドーピング検査を受けること
② アンチ・ドーピング規則に違反した場合、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に従うこと、また処分や裁定の内容に不服の場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託し、その判断に従うこと

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

選手氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日（西暦）＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　性別　男・女

選手が１８歳未満の場合

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構　御中

私、［親権者氏名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、

［18 歳未満の競技者］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」）の親権者として JADA ウェブサイト（http://www.playtruejapan.org/）にて最新の日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査、検体の分析、結果の管理、その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続（以下「ドーピング・コントロール手続」）等について説明しているすべての内容を熟読し、理解し、甲へ当該内容を指導した上で、甲が国民体育大会へ参加し、ドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手続に服することに対して異議を申し述べません。また、上記国民体育大会ドーピング検査同意書にも同意します。

なお、ドーピング・コントロール手続においては、2021 年版日本アンチ・ドーピング規程等で定義されている通り、18 歳未満を未成年（Minor）として扱うものとし、18 歳、19 歳については、原則として、成人と同様の手続にてドーピング検査をはじめとするドーピング・コントロール手続が実施される旨も理解いたしました。

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

親権者（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法定代理人親権者）

Ver. 2022

国民体育大会
選手カード

選手本人
顔写真
貼付

タテ 4cm×ヨコ 3cm

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属都道府県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

競技・種目名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【国体本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴 】

国体本戦出場前に受講したアンチ・ドーピング教育について記入してください。

①JSPO 指定研修会等受講／②JADA 又は JSPO ホームページ動画視聴／③JADA 又は JSPO 作成資料・教材閲読等

＿＿＿＿番を＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日に受講済み

（受講内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※受講内容には①研修会の主催者・名称、②動画名称、③資料・教材名のいずれかを記入

【選手が 18 歳未満の場合、保護者のアンチ・ドーピング教育履歴】

＿＿＿＿番を＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日に受講済み

（受講内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

- この内容は、国体本戦出場前に必ず記入すること。
- 大会期間中または大会期間後に主催者等から提示または提出を求められることがあるため、大会期間中は常時携帯の上、大会終了後も大切に保管しておくこと。

※教育に関する国際基準及び日本アンチ・ドーピング規程に基づき、教育履歴の提出が求められています

国民体育大会競技会検査（ICT）実施要項

1. 目的
この実施要項は、国民体育大会（以下「国体」という。）におけるアンチ・ドーピング活動のうち競技会検査（ICT）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2. 競技会検査（ICT）の実施
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）、会場地市町村、日本スポーツ協会加盟競技団体及び都道府県体育協会等関係諸機関・団体と連携し、「日本アンチ・ドーピング規程」（以下「規程」という。）に基づき競技会検査（ICT）を実施する。

3. 検査の計画
検査の計画は、JADA が立案し、実施する。

4. 競技会検査（ICT）対象競技及び競技者の選定
(1) 競技会検査（ICT）は、全ての正式競技の競技者を対象とする。
(2) 検査対象競技者は、競技会検査（ICT）当日、JADA 及び検査員により、競技成績若しくは無作為等により選定する。

5. ドーピング検査への同意
国体期間中において、競技者は常に、競技者の署名及び捺印がなされている「国民体育大会ドーピング検査同意書」（以下「同意書」という。）を携帯するものとする。なお、競技者が 18 歳未満の場合、保護者（親権者）は同意書の内容を確認の上、同意書へ署名及び捺印をすること。

6. 競技会検査（ICT）の通告・検査対象競技者の確認等
(1) 通告は、競技終了後若しくは表彰式終了後に検査対象競技者に直接通告を行うが必ずしもこの限りではない。検査対象競技者の関係者（監督、本部役員、引率者等）への事前通知は行わない。
(2) 通告を受けることを回避若しくは拒否した場合、アンチ・ドーピング規則違反となり制裁の対象となる可能性がある。
(3) 都道府県選手団の関係者（監督、本部役員等）は、必要に応じ当該県の競技者がドーピング検査の対象となっているかを、ID の提示と競技者名を検査員に告げることで検査員に確認をすることができる。検査員は、検査対象競技者への通告完了後であれば、関係者（監督、本部役員等）にその情報を伝えることができる。

7. 競技会検査（ICT）における注意点等
(1) 競技会検査（ICT）は、競技会の一部であり、競技会検査（ICT）が終了するまで競技会が終了したとは見なされない。
(2) 検査実施に当たり、競技者本人を確認するために写真付身分証明証の提示が求められる。身分証明書例：写真貼付済み国民体育大会選手カード（裏面：国民体育大会ドーピング検査同意書）、運転免許証、学生証（写真付）、社員証（写真付）等
(3) 18 歳未満の競技者に対するドーピング検査、検体の分析、結果の管理、その他規程等に定められる一連の手続き（以下「ドーピング・コントロール手続」という。）においては、規程で定められている、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準　付属文書 C：18 歳未満の者である競技者に対する変更」及びその他規程に定められた対応を適用する。
(4) 競技会検査（ICT）は、規程で定められた量及び濃度の検体の提出が完了した段階で終了となり、検査手続きの中断は原則として認められない。
(5) 検査対象競技者に限らず、国体に参加する全ての競技者は、競技会検査（ICT）の対象となることを前提としたスケジュール調整（移動・宿泊手配含む）が求められる。
(6) 検査対象競技者の関係者（監督、本部役員、引率者等）は、必要に応じ、宿舎における当該競技者の食事の確保等を要請することができる。
(7) 競技会検査（ICT）の対象となったことにより、競技会場から競技会場最寄駅への公共交通機関等の運行時間が終了するなどした場合の、検査対象競技者及び同伴者等の移動等に係る経費については、検査対象競技者側の負担とする。ただし、次の各条件に該当する場合の各指定区間の移動に係る経費については、日本スポーツ協会が負担する。
　1) 開催県内滞在宿舎に帰宿する場合
　　① 競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しており、経済的な通常の経路及び方法により開催県内滞在宿舎へ帰着可能な場合の、競技会場から競技会場最寄駅までの区間。
　　② 競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しておらず、公共交通機関では開催県内滞在宿舎へ帰着不可能な場合の、競技会場から開催県内滞在宿舎までの区間。
　2) 公共交通機関を利用すると、当日中に開催県外の自宅等へ帰着不可能な場合で、急遽、開催県内のホテルを手配した場合
　　① 競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しており、経済的な通常の経路及び方法によりホテルへ帰着可能な場合の、競技会場から競技会場最寄駅までの区間。
　　② 競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しておらず、公共交通機関ではホテルへ帰着不可能な場合の、競技会場からホテルまでの区間。
　　※ 上記①②ともに、手配したホテルは開催県内であることを原則とする。また、手配したホテルの宿泊等に係る経費は検査対象競技者側の負担とする。

8. 競技会検査（ICT）の周知
日本スポーツ協会加盟都道府県体育（スポーツ）協会等は、派遣する競技者及び関係者全員に対し、この実施要項の内容を周知し、全ての正式競技の競技者が検査対象競技者になる可能性がある旨の認識を持たせるように努めること。

以上

治療使用特例（TUE）について

(1) 治療目的で禁止物質・禁止方法を使用する際は治療使用特例（以下「TUE」という。）の申請が必要であり、申請が JADA-TUE 委員会により付与または承認されれば、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用可能となる。
(2) TUE は、大会開始の 30 日前までに申請が必要な場合がある。その手続きの詳細はアスリートサイトにて確認すること。
(https://www.realchampion.jp/what/health/tue/apply-kokutai.html)

※大会期間中における緊急の TUE 申請は、競技会場及び競技会検査（ICT）会場では受け付けされない。緊急時は、JADA-TUE 委員会宛てに FAX で申請し、追って原本を必ず JADA-TUE 委員会宛てに郵送すること。

【JADA 事務局問合せ先】
担当部署：教育部
電話：03-5801-0964
FAX：03-5801-0944
E-mail：JADA-Education@playtruejapan.org

【TUE 申請書送付先】
〒112-0002
東京都文京区小石川 1 丁目 12 番 14 号
日本生命小石川ビル 4 階
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
TUE 委員会　宛

国民体育大会アンチ・ドーピング
教育履歴確認カード

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参加都道府県 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

競技・種目名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※監督のみ記入

参 加 区 分　監督・スポーツドクター・アスレティックトレーナー

※いずれかに○印を記入

【国体本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴 】

国体本戦出場前１年以内に受講したアンチ・ドーピング教育について記入してください。

①JSPO 指定研修会等受講／②JADA 又は JSPO ホームページ動画視聴／③JADA 又は JSPO 作成資料・教材閲読等

＿＿＿＿番を＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日に受講済み

（受講内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※受講内容には①研修会の主催者・名称、②動画名称、③資料・教材名のいずれかを記入

- この内容は、国体本戦出場前に必ず記入すること。
- 大会期間中または大会期間後に主催者等から提示または提出を求められることがあるため、大会期間中は常時携帯の上、大会終了後も大切に保管しておくこと。

第77回国民体育大会
参加選手・監督の交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1　交代（変更）手続

特別な事情で選手・監督を交代（変更）する場合には次の交代（変更）手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

(1)　実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手・監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、各競技が定める提出先宛て提出すること。

(2)　添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。

(3)　その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2　棄権手続

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

(1)　当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要事項を記入し、当該競技会責任者（※１）、開催県実行委員会及び当該会場地実行委員会（※２）宛て提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記３に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。

(2)　中央競技団体への診断書等の添付は不要。

(3)　その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3　大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会ならびに中央競技団体は次の手続きを行うこと。

(1)　都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。

(2)　大会終了後２週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。

ア　中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）

イ　都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※１　競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

※２　「１　交代（変更）届」と同様に「２　棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会及び当該会場地実行委員会に提出すること。

10　第77回国民体育大会（栃木県）

参加選手・監督【交代（変更）届　・　棄権届】

※「交代(変更)届」又は「棄権届」のいずれかを○で囲むこと

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

1　参加申込者

競技名		種別		種目*注)(階級)	
参加申込者名					

＊注）階級制の競技においては種目欄に階級も記入

2　交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1．体調不良のため（コロナ関連以外）（症状：　　）
2．怪我のため
3．一身上の都合
4．コロナ関連（　　）
5．その他（　　）

3　交代（変更）者　※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	年　月　日生（　歳）	
氏　名					
連絡先（TEL）※1			連絡先（メール）※1		
所属区分※2		所属の所在地※3			
プログラム掲載用所属					
第75回大会参加都道府県名		第76回大会参加都道府県名		例外適用※4	
中央競技団体登録の有無	有　・　無	有の場合番号等			
その他必要事項（身長、体重、記録、段位等）					

※1　交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2　第77回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別　（ア．居住地を示す現住所　イ．勤務地　ウ．ふるさと）

少年種別　（ア．居住地を示す現住所　イ．学校教育法第1条に規定する学校の所在地　ウ．勤務地　エ．「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地）

※3　所在地は、市区町名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4　今回（第77回大会）と第76回大会（不出場の場合は第75回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。
［1．新卒業者　2．結婚又は離婚　3．ふるさと（成年）　4．一家転住（少年）、5．JOCエリートアカデミー（少年）、6．東日本大震災に係る特例措置］

令和　　年　　月　　日

ア　当該中央競技団体会長　殿
イ　開催県実行委員会会長　殿
ウ　当該会場地実行委員会会長　殿

公益財団法人　秋田県スポーツ協会

会長　　鶴　田　有　司

競　技　団　体　名

会長

≪県スポーツ協会へ必ず連絡すること≫

第７７回国民体育大会「2022いちご一会とちぎ国体」
「総合開会式」について

１　期　　日　　令和４年１０月１日（土）

２　会　　場　　カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）　※雨天時は栃木県公館

３　参集競技　　スポーツクライミング（欠席の意向）・テニス（参加の意向）

４　入場方法　　〇貴重品等含め、極力手荷物は持ち込まない。
〇来場手段は計画輸送バスを前提とします。
〇事前に県スポ協から配布する役員・選手団の「ＩＤカード」を当日必ず持参。
※忘れた場合は本人が現地ＩＤ再発行所で再発行を受ける必要（写真貼付済の国民体育大会選手カードや免許証等の顔写真入りの証明書等が必要）があります。
〇計画輸送バス乗車時にバス添乗係がＩＤカードで本人確認しリストバンドを装着。
〇ＩＤカードおよびリストバンドを見えるように着用し、「ＩＤ確認ゲート３」から入場。

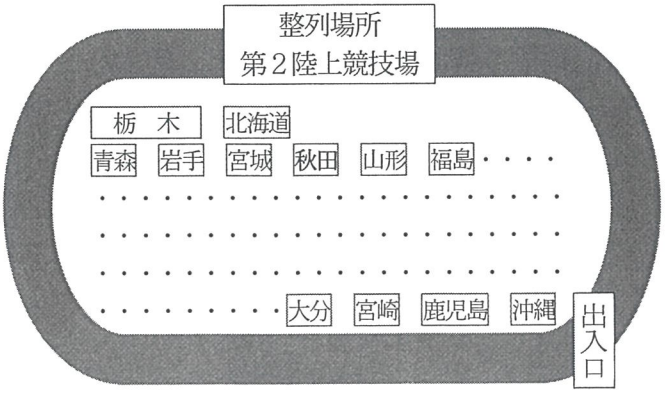
５　日　　程　　１０：００～１２：００　　役員・選手団受付（第２陸上競技場外の受付テント）
※団長名・旗手名・参加人数を報告

１１：３０　　集合　　第２陸上競技場の秋田県選手団テント

～　～　～　昼食は適宜済ませてください　～　～　～

１２：２０～１２：４０　　旗手要領説明（第２陸上競技場　※雨天時は雨天走路）
「テニス　少年●●　　〇〇　〇〇　選手」

１２：５０～１３：２０　　整列（第２陸上競技場フィールド内）
※５列縦隊で入場し、フィールド内からは１列縦隊



１３：２５～１４：０５　　移動開始（この時間内に入場行進のレクチャーを行います）

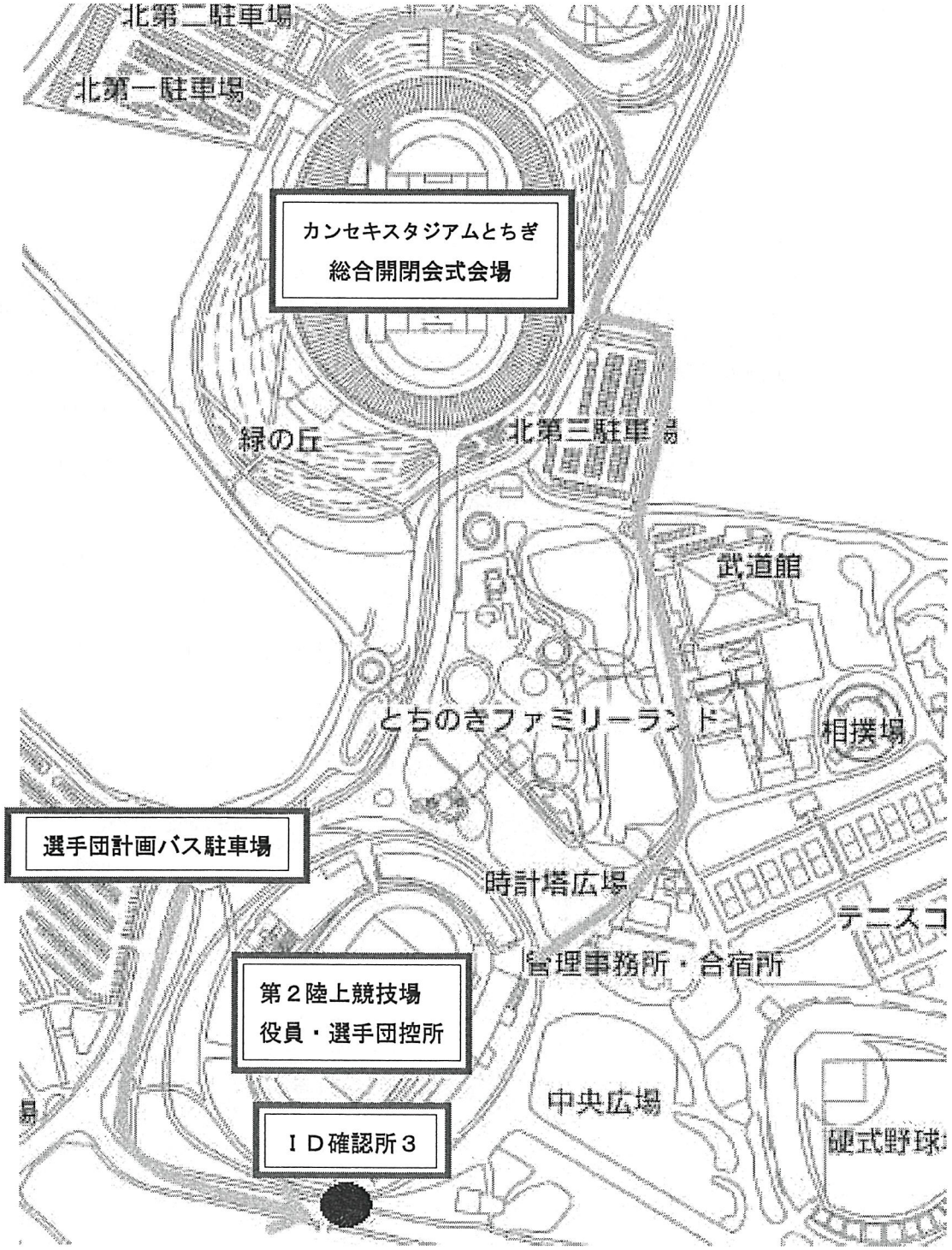
１４：１５　　開式通告

１５：０９　　閉式通告

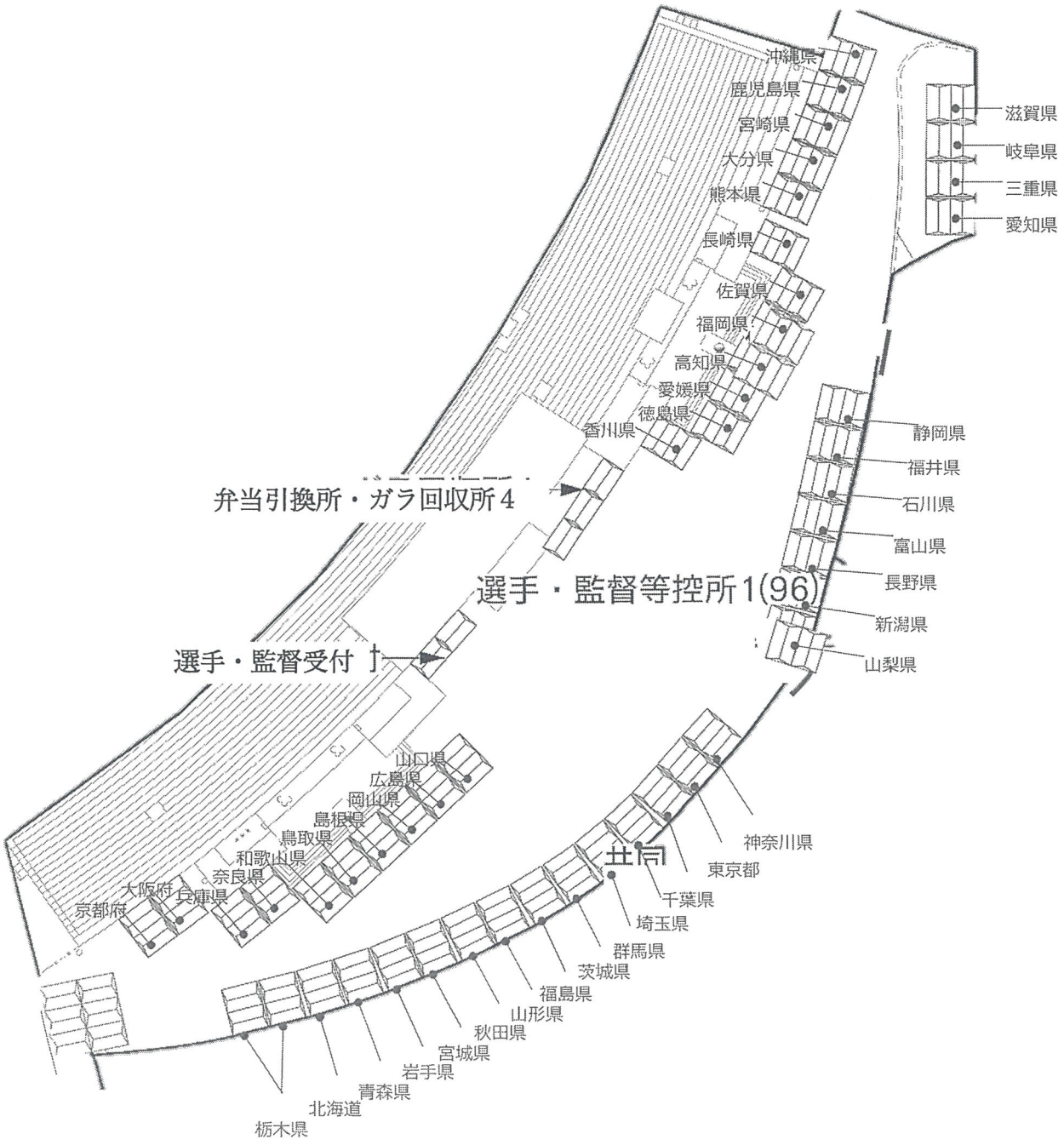
６　そ の 他　　・現地激励会は実施しない。
・実施態度決定は当日６：００　大会ホームページで発表。
・式典中のスマホ・携帯・ビデオ・カメラの使用は厳禁！
・コロナ対策のためドリンクサービスはありませんので水分補給の準備を忘れずに。
・大会あっせん弁当（昼食）を利用する場合は引換券を忘れずに。

※2022.8月時点の情報を基に作成しているので、今後変更の可能性があります

Ⅰ　会場図　式典会場全体


北第二駐車場
北第一駐車場
カンセキスタジアムとちぎ
総合開閉会式会場
緑の丘
北第三駐車場
武道館
とちのきファミリーランド
相撲場
選手団計画バス駐車場
時計塔広場
テニスコ
管理事務所・合宿所
第２陸上競技場
役員・選手団控所
中央広場
ＩＤ確認所３
硬式野球

役員・選手団控所


沖縄県
鹿児島県
宮崎県
大分県
熊本県
長崎県
佐賀県
福岡県
高知県
愛媛県
徳島県
香川県
滋賀県
岐阜県
三重県
愛知県
静岡県
福井県
石川県
富山県
長野県
新潟県
山梨県
弁当引換所・ガラ回収所４
選手・監督等控所1(96)
選手・監督受付
山口県
広島県
岡山県
島根県
鳥取県
和歌山県
奈良県
大阪府
兵庫県
京都府
神奈川県
東京都
千葉県
埼玉県
群馬県
茨城県
福島県
山形県
秋田県
宮城県
岩手県
青森県
北海道
栃木県

役員・選手団動線

① 役員・選手団　第２陸上競技場フィールドでの集合・整列開始～整列完了
【１２：５０～１３：２０】

② 役員・選手団　第２陸上競技場からカンセキスタジアムとちぎ第１ゲート前移動開始
【１３：２５～】

③ 第１ゲート前に移動完了
【１４：０５】

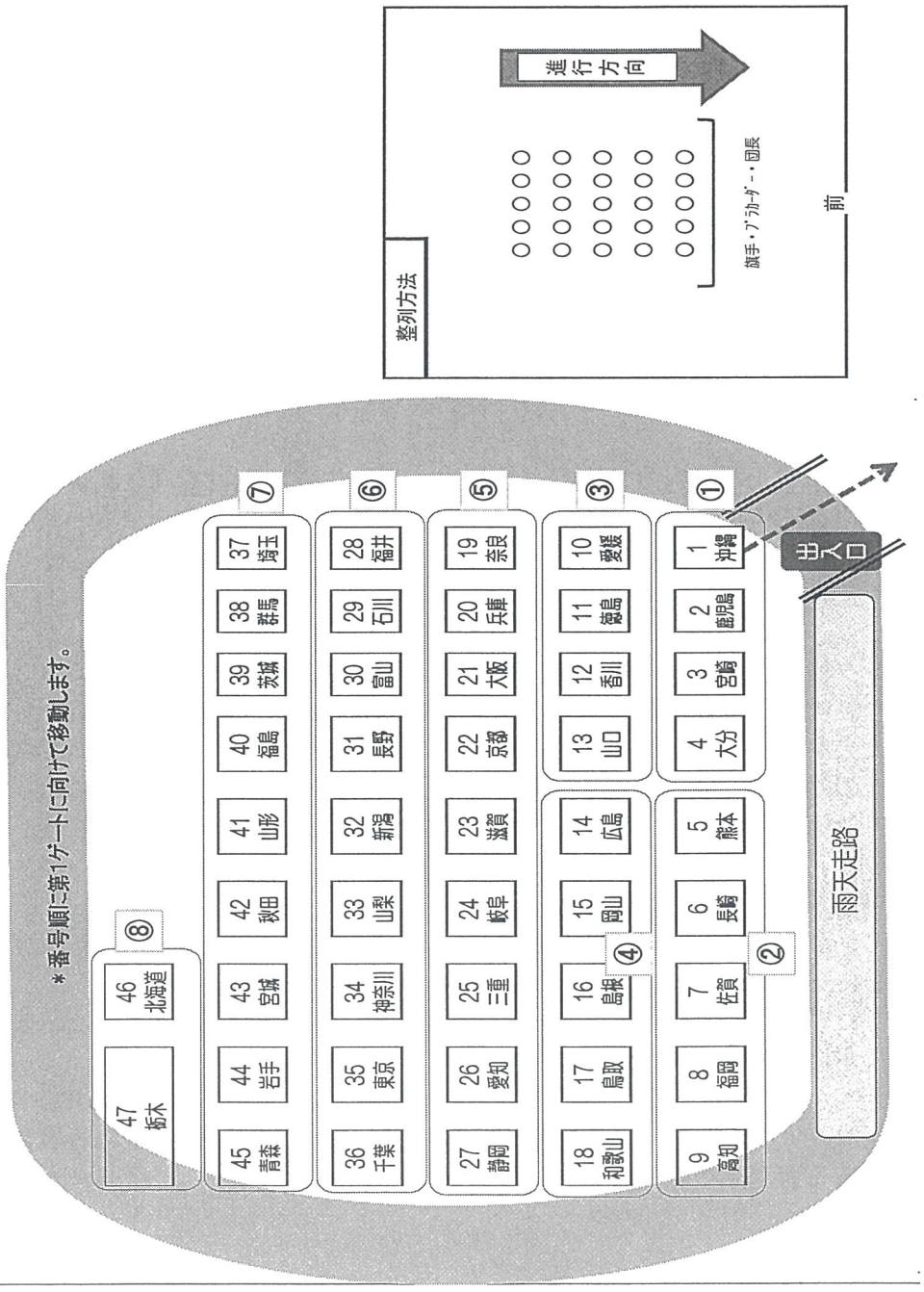
④ 選手団入場開始
【１４：１７～】



整列隊形

入場行進する役員・選手団整列時間

整列開始　１２：５０　整列完了　１３：２０　移動開始　１３：２５



2022.8月配布

第７７回国民体育大会（２０２２いちご一会とちぎ国体）
役員・監督合同会議における連絡・確認事項

要旨

１　派遣通知の配布について

・選手及び監督・スタッフの「派遣通知」は９月１６日頃の発送を予定。
※氏名・所属等に誤記があった場合には直ちに県スポ協（018-864-8091）に連絡

２　宿舎決定及び変更・取消について（資料１～１０ページ）

・配宿決定通知は会期前競技８月２６日、本会期競技９月１５日のいずれも正午。
・誤った情報伝達を避けるため、ＷＥＢシステム上で確認すること。
・宿舎決定後から入宿まではＷＥＢシステムで変更・取消が可能。
※変更・取消の際は県スポ協へ一報いただくとスムーズです。
・キャンセル料等の発生には十分注意すること。

３　新型コロナウイルス感染症について（資料１１～３１ページ）

・「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン　第４版」を熟読し、選手・監督等の参加者全員へ必ず周知・徹底すること。
・事案が発生した際の対応内容等は各競技ごと、あるいは開催市町村ごとに異なるため、必ず実施要項に記載の市町村実行委員会もしくは当該中央競技団体に確認すること。

４　選手団のドーピング検査対象者及び傷害・疾病発生時について（資料３２ページ）

・「国体期間中のドーピング検査報告システム」に従い必ず県スポ協へ報告すること。
・新型コロナウイルス感染症も含め、大会期間中及び終了後２週間以内で本県選手団に傷害・疾病等が発生した際も同様の手順で必ず県スポ協へ報告すること。

５　ドーピング検査同意書・国民体育大会選手カードの携帯について（資料３３～３４ページ）

・身分証明書として、必ず写真を貼り期間中は常に携帯するよう監督から指導すること。
・今大会から選手カードの内容及び参加者に求めるアンチ・ドーピング教育が変更。
※この対応については、過日に各競技団体事務連絡担当者宛てに通知している「国体のアンチ・ドーピング教育について」を十分確認のうえ対応すること。

６　選手及び監督の交代・棄権について（資料３５～３６ページ）

・交代もしくは棄権のいずれであっても、留意事項をよく確認のうえ、所定の用紙に必要事項を記入し、各競技の実施要項に定められた要領により提出すること。
・いずれの場合も急を要するケースがほとんどのため、競技団体にて必要事項を記入し、県スポ協及び指定された提出先宛てへ速やかに届けることとする。
※今回から押印が不要となったが、いかなる場合であっても県スポ協への連絡を怠った際は、大会後の選手変更処理が出来ず参加資格違反で処分される場合がある。
・棄権する者が出た際の提出先（当該競技会責任者）については県スポ協へ問い合わせること。

７　総合開会式参集競技について（資料３７～４１ページ）

・資料「総合開会式について」をよく確認し、参加選手・監督へ事前に周知すること。
・今大会はコロナ禍を鑑み現地激励会は実施しない。